

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例
根拠条項	第4条
許認可等の名称	交流広場の使用許可
法令に定められている事項	(使用許可) 第4条 交流広場を専用使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を与える場合において、交流広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
基準の設定	設定
審査基準	同条例第5条に定める使用不許可の条件に該当しない場合に許可する。 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流広場の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 交流広場及びその備付備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他交流広場の管理運営上適当と認め難いとき。
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	7日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例
根拠条項	第7条
許認可等の名称	使用料等の後納
法令に定められている事項	(使用料等) 第7条 第4条の規定により交流広場の使用の許可を受けた者は、使用の許可を受けた時に、別表に掲げる使用料及び電気料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
基準の設定	設定
審査基準	帯広市北愛国交流広場条例施行規則第7条に定めるとおり。 第7条 条例第7条ただし書の規定による使用料等の後納は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 行政機関等が使用する場合 (2) 市長が特別の理由があると認めた場合
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	15日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例
根拠条項	第8条
許認可等の名称	使用料の減免
法令に定められている事項	(使用料の減免) 第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
基準の設定	設定
審査基準	帯広市北愛国交流広場条例施行規則第8条に定めるとおり。 第8条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、電気料については、減免の対象としない。 (1) 免除 ア 市が主催又は委託する行事等で利用する場合 イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合 ウ 免除登録団体が都市と農村の交流をはかり互いの活性化を促進することを目的とした地域行事等のために利用する場合 エ その他市長が特に認めた場合 (2) 5割減額 ア 市が共催する行事等で利用する場合 イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合(帯広市立南商業高等学校を除く。) ウ 減額登録団体が都市と農村の交流をはかり互いの活性化を促進することを目的とした行事等のために利用する場合 エ その他市長が特に認めた場合 2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市北愛国交流広場使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、免除登録団体及び減額登録団体(以下「減免登録団体」という。)が減免を受けようとする場合並びに市長が特に認めた場合は、この限りでない。 3 市長は、使用料の減免を決定したときは、減免決定書(様式第6号の2)により通知するものとする。
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	15日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例
根拠条項	第9条
許認可等の名称	使用料等の還付
法令に定められている事項	(使用料等の不還付) 第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
基準の設定	設定
審査基準	帯広市北愛国交流広場条例施行規則第10条に定めるとおり。 第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。 (1) 使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由により、使用不能となったとき。 (2) 条例第10条第1号の規定により、使用の許可を取り消したとき。 (3) 第5条第1項の規定により、使用日の7日前までに使用の取消し及び変更を市長に申請して、市長が相当の理由があると認めたとき。 2 使用料等の還付を受けようとする者は、帯広市北愛国交流広場使用料等還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	15日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例
根拠条項	第12条
許認可等の名称	特別施設の設置等の許可
法令に定められている事項	(特別施設の設置等) 第12条 交流広場の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
基準の設定	設定
審査基準	特別の設備又は特殊物件とは次のものをいう。 (1) 即時の設置又は撤去が容易ではないもの 次のすべてに該当する場合に特別施設の設置等を許可する。 (1) 特別施設の設置等が必要と考えられる十分な理由が認められるとき (2) 交流広場の管理運営上の問題がないとき (3) 災害等の発生時、円滑な避難の妨げにならないとき
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	20日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例施行規則
根拠条項	第5条
許認可等の名称	使用許可の変更許可
法令に定められている事項	(使用許可の取消し及び変更) 第5条 第3条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用許可を取り消し、又は使用許可の内容を変更しようとするときは、使用日の7日前までに帯広市北愛国交流広場使用許可取消・変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、使用許可の内容の変更により既納の使用料及び電気料(以下「使用料等」という。)に不足が生じたときは、当該不足の使用料等を徴収する。 2 市長は、前項の規定により使用許可の内容の変更を許可したときは、帯広市北愛国交流広場使用許可変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。
基準の設定	設定
審査基準	使用日の7日前までに帯広市北愛国交流広場使用許可取消・変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて提出があった場合に使用許可の取消し又は使用許可の内容の変更を認める。
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	7日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市北愛国交流広場条例施行規則
根拠条項	第9条
許認可等の名称	減免登録団体の登録
法令に定められている事項	(登録団体の申請) 第9条 前条第2項の減免登録団体は、次のいずれかに該当する団体とする。ただし、興行及び営利を目的とするものを除くものとする。 (1) 免除登録団体 ア 農業関係団体 イ 北愛国交流広場施設整備に寄与する団体 (2) 減額登録団体 コンベンション事業を開催する団体 2 前項の減免登録団体の登録をしようとする者は、減免登録団体申請書(様式第6号の3)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請について減免登録団体として決定したときは、減免登録団体決定書(様式第6号の4)を申請者に交付し、登録団体名を公示するものとする。 4 減免登録団体の登録有効期間は、登録された年度限りとする。
基準の設定	設定
審査基準	減免登録団体は同条例第9条第1項に定めるとおりの団体とする。 第9条 前条第2項の減免登録団体は、次のいずれかに該当する団体とする。ただし、興行及び営利を目的とするものを除くものとする。 (1) 免除登録団体 ア 農業関係団体 イ 北愛国交流広場施設整備に寄与する団体 (2) 減額登録団体 コンベンション事業を開催する団体
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	30日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	